



平成 21 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ イ ン ト
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 石 井 稔 晃
(コ ー ド 番 号 2 6 8 5 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 松 田 毅
(T E L : 0 3 - 3 2 4 3 - 6 0 1 1)

新中期経営計画（TOP 12）の中長期インセンティブ制度（業績連動型報酬とストックオプション）導入に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 13 日開催の取締役会において、当社および当社子会社の取締役および執行役員に対し、中長期インセンティブ制度として「業績連動型報酬」と「ストックオプション（新株予約権）」を組み合わせた下記の制度を導入する方針を決定しましたので、お知らせいたします。本件に関しましては、平成 21 年 5 月 27 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に必要な議案について提案させていただく予定です。

記

．中長期インセンティブ制度導入の理由

当社は、当期（平成 22 年 2 月期）より新中期経営計画（Take Off Point 2010 -2012：TOP 12）に従い、事業展開を図っておりますが、この TOP 12 の達成に対する当社および当社子会社の取締役および執行役員の意欲と士気をより一層高めると共に、ストックオプションを利用し、株式への転換を可能にすることで、中長期的な株主価値の向上に資することを目的として導入するものです。なお、前中期経営計画（TOP 9）においても、同様の趣旨の中長期インセンティブ制度を導入しておりました。

．中長期インセンティブ制度の概要

TOP 12 の最終年度（平成 24 年 2 月期）における当社グループの業績につきましては、連結売上高 1,150 億円と連結営業利益 200 億円を数値目標として設定していますが、この数値目標に対して一定の条件を達成した場合に中期業績賞与を支給いたします。受給者は、支給された賞与について、そのまま現金にて受け取るか、またはストックオプション行使資金に充当し、株式に転換するか、いずれかを選択できるものとします。

よって「中期業績賞与」と「ストックオプション（新株予約権）」を組み合わせる形となります。

第 59 回定時株主総会では、中長期インセンティブ制度に関して、「取締役の報酬額の改定ならびにストックオプション報酬額およびその内容決定の件」として、以下の内容の議案を提案させていただく予定です。なお、当社子会社の取締役および執行役員を対象としたストックオプションの詳細につきましては、決定次第別途お知らせいたします。

1．提案の内容

当社の取締役の報酬額は、平成 19 年 5 月 30 日開催の第 57 回定時株主総会において、年額 4 億円以内（うち社外取締役分年額 25 百万円以内）と決議され今日に至っておりますが、この確定金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する、平成 22 年 2 月期より 3 年間の新中期経営計画（TOP 12）の数値目標に対して一定の条件を達成した場合におけるインセンティブとしての「中期業績賞与」の支給、および、報酬としての年額 3 千万円の範囲内でのストックオプションの発行につきご承認をお願いするものであります。

但し、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

また、現在の取締役は 7 名（社外取締役を除く。）であります。

2. 提案の理由

新中期経営計画（TOP 12）の達成、企業価値の増大に対する当社取締役の意欲と士気をより一層高めることを目的として、中長期的なインセンティブ制度を導入するものであり、中長期的な業績連動型報酬として適切なものであると存じます。

3. 報酬の内容

（1）中期業績賞与

TOP 12 の最終年度（平成 24 年 2 月期決算）における当社グループの業績につきましては、連結売上高 1,150 億円、連結営業利益 200 億円を数値目標として設定していますが、この数値目標に対して以下の条件を達成した場合、以下の金額の範囲内で、平成 24 年 2 月末日の時点で現任の取締役に対して、平成 24 年 2 月期の連結損益計算書における当期純利益の 3.5% を上限に、平成 22 年 2 月期より平成 24 年 2 月期までの期間において当社または当社の関係会社の取締役または執行役員の地位にあった期間等に基づき取締役会が決定する報酬額を支給します。なお、個別の具体的な支給金額、支給時期等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと思います。

（中期業績賞与の限度額）

平成 24 年 2 月末日に終了する当社の事業年度に係る連結損益計算書における売上高（以下「対象連結売上高」という。）が 1,150 億円を上回り、かつ同連結損益計算書における営業利益（以下「対象連結営業利益」という。）が 200 億円を上回る場合：平成 24 年 2 月期の連結損益計算書における当期純利益の 3.5% を上限とする。

達成率（以下に定める。）が 90% 以上の場合（上記 に該当する場合を除く。）：平成 24 年 2 月期の連結損益計算書における当期純利益の 3.5% × 70% を上限とする。

達成率が 90% 未満の場合：支給しない。

（達成率の算式）

$$\text{達成率} \\ (\%) = \left[\frac{\text{対象連結売上高}}{115,000,000,000 \text{ 円}} + \frac{\text{対象連結営業利益}}{20,000,000,000 \text{ 円}} \right] \div 2 \times 100$$

(2) ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等

上記の取締役への報酬額および中期業績賞与とは別枠として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権(以下「本新株予約権」という。)に関する報酬として、年額3千万円を上限として設けさせていただきたいと存じます。

なお、本新株予約権の具体的な内容は以下のとおりといたしたいと存じます。

また、本新株予約権につきましては、中期業績賞与の株式への転換を可能にすることを目的に付与するものであります。

(新株予約権の概要)

新株予約権の総数

4,200 個

新株予約権の目的である株式の種類および数

- イ 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
- ロ 本新株予約権の目的である株式の総数は、42,000 株とする。
- ハ 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は 10 株とする。なお、当社が株式の分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- ニ 本新株予約権の割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

本新株予約権の払込金額

本新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- イ 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(次号に定める。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- ロ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。但し、当該金額が割当日の終値(当日に取引が無い場合には、それに先立つ直近日の最終価格とする。以下同じ。)を下回

る場合は割当日の終値とする。

- 八 本新株予約権の割当日後に当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間は、下記の各期間内とする。但し、各期間の最終日が日本の銀行営業日でない場合は、これに先立つ直近の銀行営業日までとする。

- イ 平成24年4月15日から平成24年5月末日の銀行営業終了時まで（以下「行使期間」という。）
ロ 平成25年4月15日から平成25年5月末日の銀行営業終了時まで（以下「行使期間」という。）
ハ 平成26年4月15日から平成26年5月末日の銀行営業終了時まで（以下「行使期間」という。）

本新株予約権の行使の条件

- イ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
ロ 対象者が、平成24年4月15日以前に、当社または当社の関係会社の取締役または執行役員たる地位を失ったときは、本新株予約権を行使することはできない。
ハ 本新株予約権を行使できる本新株予約権の行使回数は、行使期間、行使期間 および行使期間 の各期間ごとに1回に限る。
ニ 対象者は、平成24年2月末日に終了する当社の事業年度に係る連結損益計算書における売上高（以下「対象連結売上高」という。）が1,150億円を上回り、かつ同連結損益計算書における営業利益（以下「対象連結営業利益」という。）が200億円を上回る場合に限り、行使期間、行使期間 および行使期間 の各期間ごとに、それぞれ、各対象者に割り当てられた本新株予約権の個数（以下「割当個数」という。）の3分の1に相当する個数の本新株予約権を行使できるものとする。
ホ 前号の定めにかかわらず、当社の対象連結売上高が1,150億円以下であるか、または対象連結営業利益が200億円以下である場合であっても、以下に定める達成率が90%以上であるときは、対象者は、行使期間、行使期間 および行使期間 の各期間ごとに、それぞれ、割当個数の30分の7に相当する個数の本新株予約権（1個未満の端数は切り捨てる。）を行使できるものとする。

なお、本号において、達成率とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\text{達成率} \\ (\%) = \left(\frac{\text{対象連結売上高}}{115,000,000,000 \text{ 円}} + \frac{\text{対象連結営業利益}}{20,000,000,000 \text{ 円}} \right) \div 2 \times 100$$

へ 対象者が死亡した場合、対象者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

本新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償にて取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

細目事項

本新株予約権に関するその他の内容については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議において定める。

以 上